

## 公立大学法人会津大学監事監査規程

(平成18年4月1日規程第78号)

### (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学定款(以下「定款」という。)第9条第7項及び第8項の規定に基づき、監事が行う公立大学法人会津大学(以下「法人」という。)の監査及び意見の提出に関し必要な事項を定めるものとする。

### (監査の目的)

第2条 監査は、法人の業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

### (監査の対象)

第3条 監事が行う監査の対象は、法人の業務及び会計とする。

2 前項の業務監査は、理事長、副理事長及び理事(以下「役員」という。)並びに職員の業務執行を監査するものであり、次の各号に定める事項を監査の対象とする。

- 一 役員会等の審議その他役員の意味決定の状況及び役員<sup>の</sup>監督義務の履行状況
- 二 役員及び職員の法令遵守体制、リスク管理体制、内部監査体制などの内部統制システムの的確な維持運営
- 三 法人の財産管理の状況

3 第1項の会計監査は、会計情報の適正性及び信頼性を確保するため、次の各号に定める事項を監査の対象とする。

- 一 会計監査人の第三者としての独立性の保持及び職業的専門家としての適切な監査の実施
- 二 役員及び職員が財務諸表等の決算書類(以下「決算報告書」と言う。)の作成及び報告するための、必要かつ適切な経理事務処理体制の運営状況
- 三 法人が決算報告書を作成するにあたり採用する会計方針及び表示方法等の公立大学法人会計基準等への準拠と、法人の財政状態及び運営状況の適正な表示

### (監事の責務)

第4条 監事は、役員会その他重要な会議への出席、役員及び職員から受領した報告資料の検証、法人の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、役員及び職員に対する助言又は勧告等の意見表明など、必要な措置を適時に講じなければならない。

2 監事は、監査意見を形成するにあたり、事実を検証し、必要に応じて外部専門家の意見を徴し、判断の合理的根拠を求め、その適正性の確保に努めなければならない。

3 監事は、その職務の遂行上知りえた情報に関しては守秘義務を負うものとする。

4 監事は、自己の監査責任を明確に説明するために監査調書を作成して、その整理・保管をしなければならない。

### (監査の種類)

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の定期監査は、法人の業務及び会計に関する事項を対象とし、事前に作成する監査計画に記載して、法人の被監査部局に通告の上実施するものとする。

3 第1項の臨時監査は、監事が必要と認める場合に行う。

### (監査の方法)

第6条 監事は、書面監査及び実地監査により行う。

2 監事は、法人の監査を効率的かつ円滑に執行するために、適宜に内部監査担当部署及

び会計監査人と協議又は意見交換を行うものとする。

- 3 監事は、法人の監査担当部署及び会計監査人より提出される報告書を閲覧できるものとする。
- 4 監事は、監査を実施するに当たり、本学における業務の円滑な実施及び研究の自主性に配慮するものとする。

(監査の事務補助)

第7条 監事は、所属長の承認のもとに事務局の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

- 2 監事は、必要の認めるときは、理事長の承認を受けて、前項の職員以外の職員に臨時に監査の事務を補助させることができる。
- 3 監事の監査を補助する職員は、監査の実施にあたり知りえた事項を漏らしてはならない。

(監査計画)

第8条 監事は、毎年度、監査計画を作成し、速やかに理事長に提出するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りでない。

(重要な会議等への出席)

第9条 監事は、役員会その他本学の管理運営に係る重要な会議等に出席し、意見を述べることができる。

(役員及び職員への質問等)

第10条 監事は、監査の必要に応じて、役員及び職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(監事に回付する文書)

第11条 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- 一 知事に提出する認可又は承認の申請書その他重要な文書
- 二 前号以外の行政機関等に提出する重要な文書
- 三 知事から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- 四 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書
- 五 契約に関する重要な文書
- 六 訴訟に関する重要な文書
- 七 その他業務に関する重要な文書

(監査結果報告書の作成等)

第12条 監事は、定期監査及び臨時監査の監査結果に基づき、その被監査部局及び監査事項を記載した監査実施報告書を作成し、監査実施後速やかに理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、監査実施報告書に基づき改善すべき事項がある場合、速やかに改善措置を講じ、その結果を監事に回答しなければならない。

(知事への意見の提出)

第13条 監事は、定款第9条第8項の定めるところにより知事に意見を提出するときは、あらかじめ理事長にその旨を通知しなければならない。

(事故又は異例の事態の監事への報告)

第14条 業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、役員又は職員は、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(雑則)

第15条 監査の手続その他監査の実施に関して必要な事項等は、理事長と協議の上監事が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。